# 認定施設認定規程

## (目的・名称)

第1条 日本放射線腫瘍学会(以下「本会」)は、安全かつ高精度の放射線治療を推進することを目的として、日本放射線腫瘍学会認定施設(英文名「Board Certified Institution of the Japanese Society for Radiation Oncology」以下、認定施設) および日本放射線腫瘍学会準認定施設(英文名「Board Quasi-Certified Institution of the Japanese Society for Radiation Oncology」以下、準認定施設)を認定する。

### (認定施設認定委員会)

- 第2条 本会は認定施設の認定と運用にあたるために、施設認定委員会(以下「委員会」) をおく。
- 第3条 委員会の構成は各項の委員をもって構成する。
  - (1) 理事会において選出された担当理事
  - (2) 担当理事が推薦し、理事長が委嘱した委員数名
- 2. 委員会に委員長および副委員長をおく。委員長は担当理事をもって当てる。副委員長は委員長が指名する。
- 3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、連続3期までとする。

#### (認定委員会の業務)

- 第4条 委員会は以下の業務を行う。
  - (1) 認定施設の審査
  - (2) 認定更新の審査
  - (3) 認定取り消しの審査
  - (4) 認定施設認定規程の見直し
  - (5) その他、認定の運用に必要な業務

#### (認定委員会の運営)

- 第5条 委員長は委員会を招集し、業務を統括する。
- 2. 副委員長は委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。

#### (施設の審査と認定)

- 第6条 委員会は施設の審査を行い、理事会に答申する。
  - (1) 委員会は提出された申請書類について、不備のないことを確認する。
  - (2) 委員会は審査を経て適格と判定した施設を本会理事長に答申する。

- (3) 本会理事会は議を経て認定した施設に認定証を交付する。ただし、認定は3年毎に更新する。
- 2. 審査時期は年 1 回とし、申請書の提出期限を定めて審査する。

## (施設認定の申請)

第7条 施設認定を申請する施設代表者(病院長)は、下記の書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 認定施設認定申請書
- (2) 施設実態調査票および報告書
- (3) 施設勤務者の放射線治療専門医証(写)
- (4) その他申請に必要な勤務者の資格認定証(写)

## (認定更新)

第8条 認定更新を希望する施設代表者(病院長)は、下記の書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 認定施設認定更新申請書
- (2) 施設実態調査票および報告書
- (3) 施設勤務者の放射線治療専門医証(写)
- (4) その他申請に必要な勤務者の資格認定証(写)

# (認定資格の取り消し)

第9条 認定施設・準認定施設は以下の各号の事由により理事会の承認を得て認定資格を 喪失する。資格を消失した場合にはただちに認定資格を返納すること。

- (1) 認定施設・準認定施設の認定を辞退したとき。
- (2) 認定施設・準認定施設の更新申請を行わなかったとき。
- (3) 認定施設・準認定施設の更新が認められなかったとき。
- (4) その他、認定施設・準認定施設として適格性を欠くと認めたとき。

### (施設基準)

第10条 本会の施設認定は、(1)認定施設 A、(2)認定施設 B、(3) 準認定施設、の3種類とする。

第11条 認定施設・準認定施設は、以下の放射線治療関連機器が設置され、保守管理がされていること。

(1) 高エネルギー放射線治療装置(コバルト遠隔治療装置は除く)がある。

- (2) 治療計画用 CT がある。
- (3)線量分布作成用専用治療計画装置があり、適切にバージョンアップが行われている。
- (4) トレーサビリティが確保された線量計による治療装置精度管理を1回/月以上行っている。
- (5) 品質管理プログラムが明文化され、その実施記録が保管されている。
- (6) 計量法校正事業者登録制度(JCSS)で登録された校正事業によるリファレンス線量計校正 を1回/2年以上受けている。
- (7) 第三者機関による放射線治療の出力線量の評価を1回/3年以上受けている。
- 第12条 認定施設・準認定施設は、以下の要件を満たしていること。
  - (1) 放射線科が診療科として独立している。認定施設では、放射線治療部門が確立されている。
  - (2) 主な疾患別の放射線治療プロトコールが明文化されている。
  - (3) 文書で放射線治療の方針を提示し、同意書を得ている。
  - (4) 放射線治療のスタッフが参加する、放射線治療の質の改善に関する会議が定期的に行われており、議事録が保管されている。
  - (5) 放射線治療専門医が参加する少なくとも1つ以上の症例検討会やセミナーが定期的に行われている。
  - (6) 本学会のデータベース委員会が実施する構造調査に協力している。

#### (認定施設 A)

- 第13条 認定施設 A は、以下の放射線治療患者数と放射線治療内容を満たしていること。
  - (1) 外部照射の治療患者数 (新規症例) が年間 300 例以上で、その内容が著しく偏っていない。
  - (2) 頭部または体幹部に対する定位放射線照射を実施している。
  - (3) 強度変調放射線治療を実施している。
  - (4) 画像誘導放射線治療を実施している。
  - (5) 密封小線源治療を年間10例以上実施している。
- 第14条 認定施設 A は、以下のスタッフが勤務していること。
  - (1) 放射線治療専門医を含む専従の放射線腫瘍医が2人以上勤務している。
  - (2)日本放射線治療専門放射線技師認定機構の定める放射線治療専門放射線技師を含む専従の診療放射線技師が3人以上勤務している。高エネルギー放射線治療装置1台当たり2名以上の診療放射線技師が担当している。
  - (3) 医学物理士認定機構の定める専従の医学物理士が勤務している。または、放射線治療品質管理機構の定める専従の放射線治療品質管理士が勤務している。

(4) 放射線治療に従事する専従の看護師が勤務している。がん放射線療法看護認定看護師またはがん看護専門看護師であることが望ましい。

### (認定施設 B)

- 第15条 認定施設Bは、以下の放射線治療患者数と放射線治療内容を満たしていること。
  - (1) 外部照射の治療患者数 (新規症例) が年間 200 例以上で、その内容が著しく偏っていない。
  - (2) 頭部または体幹部に対する定位放射線照射を実施している。
  - (3) 強度変調放射線治療を実施している。
  - (4) 画像誘導放射線治療を実施している。
  - (5) 密封小線源治療が可能か、または同治療が可能な医療機関への紹介体制を構築している。
- 第16条 認定施設Bは、以下のスタッフが勤務していること。
  - (1) 放射線治療専門医を含む専従の放射線腫瘍医が2人以上勤務している。
  - (2)日本放射線治療専門放射線技師認定機構の定める放射線治療専門放射線技師を含む専従の診療放射線技師が2人以上勤務している。
  - (3) 医学物理士認定機構の定める専従の医学物理士が勤務している。または、放射線治療品質管理機構の定める専従の放射線治療品質管理士が勤務している。
  - (4) 放射線治療に従事する専従の看護師が勤務している。がん放射線療法看護認定看護師またはがん看護専門看護師であることが望ましい。

#### (準認定施設)

- 第17条 準認定施設は、以下の放射線治療患者数と放射線治療内容を満たしていること。
  - (1) 外部照射の治療患者数 (新規症例) が年間 150 例以上である。
  - (2)3次元原体放射線治療を実施している。
  - (3) 密封小線源治療が可能か、または同治療が可能な医療機関への紹介体制を構築している。
- 第18条 準認定施設は、以下のスタッフが勤務していること。
  - (1) 放射線治療専門医を含む専従の放射線腫瘍医が1人以上勤務している。
  - (2) 放射線治療に従事する専従の診療放射線技師が2人以上勤務している。日本放射線治療 専門放射線技師認定機構の定める放射線治療専門放射線技師であることが望ましい。
  - (3) 医学物理士認定機構の定める医学物理士が勤務している。または、放射線治療品質管理機構の定める放射線治療品質管理士が勤務している。
  - (4) 放射線治療に従事する看護師が勤務している。がん放射線療法看護認定看護師またはが

ん看護専門看護師であることが望ましい。

第19条 症例数の点で認定施設基準、準認定施設基準に満たない施設で、特殊な放射線 治療を実施しており(小児専門等)、十分な放射線治療の質を担保していると考えられ る施設については、認定委員会にて別途検討する。